

義務教育学校の仕組み ①

小学校、中学校とはまた異なる仕組みである「義務教育学校」について解説します

野川 孝三（教育総研特別研究員）

「義務教育学校」とは？

→学校教育法に規定された学校種の一つ

政府の教育再生実行会議の第 5 次提言や中央教育審議会の答申を経て、2015 年の通常国会で、9 年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、2016 年 4 月 1 日に施行された。義務教育学校は、小学校、中学校、高校と同じように、学校教育法第 1 条に規定された学校種の一つである。

2023 年度学校基本調査によると、義務教育学校は、全国の学校に 207 校ある（内訳は、国立 5 校、公立 201 校、私立 1 校）。

文科省は、義務教育学校の設置によって「小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因していた様々な実施上の課題が解消され、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になるなど、全ての教職員が義務教育 9 年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整備された」と説明している。

なお、義務教育学校とは別に、組織上独立した小学校と中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態（小中一貫型小・中学校）も可能となっている。

義務教育学校の設置の目的

文科省は、義務教育学校の設置の目的として、系統性・連続性が重視された小中一貫教育が進められるとしている。また、目的のひとつに、子どもたちが小学校から中学校へ進学する際に、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、いわゆる「中 1ギャップ」と呼ばれる現象への効果的な対応を挙げている。

義務教育学校の仕組み

・義務教育学校は、国立・公立・私立のいずれも設置が可能だが、公立については、小学校及び中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象であり、市町村教育委員会による就学指定の対象校となる。

- ・一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校である
- ・施設の形態については、施設一体型だけでなく、前期課程(6年)と後期課程(3年)や学年段階の区切りに応じて異なる施設を用いる施設隣接型や施設分離型の義務教育学校を設置することも可能である。
- ・修業年限は9年だが、転出入する子どもへの配慮等から、前期課程6年と後期課程3年に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用される。
- ・その上で、小学校課程の学習を後期課程に後送ったり、中学校課程の学習を前期課程に前倒ししたりすることは可能である。
- ・1年生から9年生までの課程が、小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されているが、1年生から9年生までの子どもたちが1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能である。

→学年段階の区切りの例

4-3-2、5-4、4-5、2-3-4、2-2-3-2、3-4-2 など。

学校行事等の取扱い事例

義務教育学校における学校行事については、次のような運用を行っている実態がある。

- ・体育祭を5～9年生と1～4年生で別々に実施するなどの工夫をする。
- ・5～6年生にプレ定期テストを実施する。
- ・学校保健委員会など一部の活動は、前期課程・後期課程の合同で行う。
- ・前期課程の児童会と後期課程の生徒会を一体化する。
- ・部活動は、前期課程の6年生から(5年の1月に体験入部)活動に参加している。ただし、6年生は公式戦には出場しない。
- ・6年次、9年次にそれぞれ修学旅行を実施する。
- ・小学校卒業・中学校入学にあたる式を実施(前期課程修了証書授与式など)している。
- ・制服着用開始や部活動開始、通学方法の変更など、適切な「段差」を設ける。

.....

次回は、次回は、義務教育学校における教職員の取扱いや義務教育学校を設置・運営する場合の留意点について解説します。